経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・内閣府・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第81条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ ６　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 ７　［略］ 第１　第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　略］ ６　自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ ６．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。）又は修正再表示（同条第53項	**別紙様式第１号**（第81条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ ６　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下６において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 ７　［同左］ 第１　第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　同左］ ６　［同左］ 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ ６．遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表